自然公園法(抄)

第 る。 条第一項に規定する立入検査等を行う職員であ この証明書を携帯する者は、自然公園法第三十 写 年 環境大臣(都道府県知事) 号 身 真 月 分 日交付 所 生年月日 官職(職名) 証 属 明 庁 氏 書 名 裏 3

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示 第三十条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十四条から第 す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 四 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚 以下の罰金に処する。 関係者に質問させることができる。 たものと解釈してはならない。 機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは その職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定 定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又は 三十一条までの規定の施行に必要な限度において、指定認 **一~三 (省略)** 第一項の規定による権限は、 (報告徴収及び立入検査) ず、若しくは虚偽の陳述をした者 妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせ 偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、 (以下省略) 犯罪捜査のために認められ

備考 この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。